

管楽器販売委託契約書

委託者（以下「甲」という）と受託者「日本ピアノホールディング株式会社（以下「乙」という）」は、管楽器委託品（以下、委託品）について、以下の通り「管楽器販売委託契約」を締結するものとする。

- ・ 契約締結日： 年 月 日
- ・ 管楽器委託品名は別紙委託楽器受付シート参照。
- ・ 委託品の状態は別紙委託楽器受付シート参照。

委託品販売希望価格 _____円（消費税抜）

第1条（目的）

甲は乙に対し、上記管楽器の販売を委託し、乙はこれを受託するものとする。

第2条（業務）

1. 乙は前条の目的を達成するため、受託品の販売・販売代金の回収を行うものとする。
2. 甲は、乙に対し本件業務に必要な情報を提供するなど、本件業務の円滑な履行に努力するものとする。

第3条（販売価格）

乙は、甲により指定、あるいは乙と甲との合議で設定された上記販売希望額により委託品を販売するものとする。

第4条（販売手数料）

委託品が販売となった場合、甲は乙に対し販売手数料として販売価格の20%（別途消費税）を支払うものとする。

第5条（販売代金の支払い）

1. 委託品が販売となった場合、乙は買主から販売代金を受領した後、10営業日以内に販売代金から前条の販売手数料を差し引いた額を甲に支払うものとする。
2. 前項の支払いを口座振込とする場合、振込手数料は乙が負担するものとする。

第6条（管理責任）

1. 乙は甲から委託品の引渡を受けた時点から委託品の管理責任義務を負担するものとする。
2. 預り後、委託品に損傷・不具合等が生じた場合、乙は直ちに甲に対し説明し、対応を協議するものとする。
3. 委託品が盗品だったことが判明した場合、乙は本契約を解除することができるとともに、生じた損害について甲に対し賠償請求することができるものとする。

第7条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約の履行に関連して知った相手方の営業上の情報ならびに本契約の存在および内容を第三者に開示してはならないものとする。
2. 甲が委託品購入者の情報を、また購入者が甲の情報を求めても乙はこれを開示してはならないものとする。

第8条（再委託）

乙は、甲が書面で承諾しない限り本委託品の販売を第三者に委託してはならないものとする。

第9条（契約の変更）

本契約内容を変更する場合は書面によらなければならないものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者、またはその構成員（反社会的勢力）ではないこと。
 - (2) 甲は、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - (3) 第三者を利用し、次の行為をしないこと。

- ・双方、相手方に対する脅迫的な言葉または暴力を用いる行為。
- ・偽計または威力を用いて、乙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

2. 甲に本条の確約に反する事実が判明、または本契約締結後に甲が反社会的勢力に該当したときは、乙は直ちに本契約を解除することができる。この場合乙は、甲に対して解除による損額を賠償する責任を負わないものとする。

第 11 条（契約解除不履行）

甲および乙は、次の各号の一つに該当したときは何らの催告を要せず、すべての被った損害の賠償を相手方に請求するとともに、直ちに本契約を解除することができるものとする。

1. 本契約の締結に際し、甲が申告した内容が事実と反していた場合。
2. 本契約の条項に違反していた場合。

第 12 条（契約期間）

本契約に基づく委託期間は下記の通りとする。

委託開始日：本契約締結日

委託終了日：契約締結日の 6 か月後

第 13 条（委託期間中の解除）

1. 甲および乙は委託契約期間中であっても 30 日前までに他方当事者に対し書面による申し出を行うことにより、いつでも本契約を解除することができるものとする。
2. 委託品の販売希望価格の 10 %を支払えばいつでも本契約を解除できるものとする。

第 14 条（協議事項）

本契約に定めのない事態が生じた場合、または解釈上疑義が生じた場合は甲・乙は誠意をもって協議し、解決にあたるものとする。

第 15 条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については前橋地方裁判所、または高崎簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

甲および乙は本契約の内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証するため本契約書を 2 通作成し、甲・乙各自署名・押印のうえ各 1 通を保管するものとする。